

不利益処分の処分基準

(整理番号：121401)

令和6年3月29日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第11条（料金の揭示等） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第3条（公衆の閲覧の方法） ③ 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第1条
2. 不利益処分の概要	料金揭示等義務違反に係る指示又は注意
3. 処分基準	<p>料金の揭示については、料金の透明性を確保し、利用者の利益を保護する観点から義務付けているものであり、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 営業の開始前に、利用者から収受する料金を定めていない・ 営業所において利用者に見えやすいように掲示していない・ 随伴自動車の台数が1台以下である場合や管理するウェブサイトを有していない場合を除き、料金表を当該ウェブサイトに掲載していない <p>等の場合は違反行為となり、変更するときも同様である。</p> <p>また、その料金については、具体的に距離等に応じた確定額の料金が定められていることが必要である。</p> <p>なお、料金表の内容は、代行運転役務の提供の条件の説明の際に提示する書面における内容と同様のものでなければならない。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ